

各民間保育所園長様
各民間保育所開設予定者様

川崎市こども未来局
保育・幼児教育部保育第1課長

**令和8年度民間保育所子どものための教育・保育給付費等の暫定的取扱い
について（通知）**

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
令和8年度の各種加算については、正式な加算認定がされるまでの間、給付費等の支払いについて、次のとおり暫定的取扱いを行うこととしますので、通知いたします。

なお、本文中に記載のある過去の通知や各種様式等については、別途ご案内しております令和8年度予算事務説明会において資料として掲載する予定ですので、追って御確認いただきますようお願いいたします。

また、別紙に各種加算認定に係る表を添付しておりますので、併せて御覧ください。

1 公定価格及び市加算運営費の各種加算等の暫定的取扱いについて

(1) 処遇改善等加算区分1～3、市処遇改善等加算Ⅱ～Ⅲについて

処遇改善等加算については、毎年度認定申請が必要となるものですが、本市が認定をするまで（加算率等は6月末を予定 それ以外は年度末を予定）の間は、暫定的に次の取扱いにより請求を行うことができるものとします。

※既存園についても、前年度に認定を受けた加算については暫定的に請求が可能ですが、前年度に未認定の加算の一部については、請求を行うことができません。

加算	既存園	新規開設園（認可化園を含む）
・処遇改善等加算（区分1） ・処遇改善等加算（区分2） ※賃金改善要件分等	・前年度に認定された加算率を限度として、職員の平均勤続年数の見込み等を踏まえた任意の率で請求可能	暫定的に8%で請求
・処遇改善等加算（区分2） ※旧処遇改善等加算Ⅲ ・市処遇改善等加算Ⅲ	・区分2は暫定請求可能 ・市処遇改善等加算Ⅲは前年度に認定された加算対象職員数等により、暫定的に請求可能	・区分2は暫定請求可能 ・市処遇改善等加算Ⅲは川崎市が認定をするまでの間は、請求不可 ・川崎市による認定後、遡及して請求
・処遇改善等加算（区分3） ・市処遇改善等加算Ⅱ	・区分3は前年度に認定された加算対象職員数（人数A・人数B）で暫定的に請求可能 ・市処遇改善等加算Ⅱは前年度に認定された加算額で暫定的に請求可能	・川崎市が認定をするまでの間は、請求不可 ・川崎市による認定後、遡及して請求

※市処遇改善等加算Ⅱ～Ⅲについては、加算の減額申請等も可能です。

(2) **3歳児配置改善加算について**

3歳児配置改善加算については、毎年度認定申請が必要となるものですが、本市が認定をするまで（11月末を予定）の間は、職員の配置状況に応じて請求を行うことができるものとします。

(3) **4歳以上児配置改善加算について**

4歳以上児配置改善加算については、毎年度認定申請が必要となるものですが、本市が認定をするまで（11月末を予定）の間は、職員の配置状況に応じて請求を行うことができるものとします。

なお、4歳以上児配置改善加算は、チーム保育推進加算と重複して加算を取得することができませんが、4歳以上児配置改善加算又はチーム保育推進加算のいずれかを適用していない場合は、休憩休息保育士雇用費等の市加算保育士の請求ができないため、チーム保育推進加算の認定を受ける前までは、4歳以上児配置改善加算の請求を行うことができるものとします。

(4) **1歳児配置改善加算について**

1歳児配置改善加算については、毎年度認定申請が必要となるもので、本市が認定をするまで（11月末を予定）の間は、前年度に認定を受けていた場合のみ職員の配置状況に応じて請求を行うことができるものとします。

なお、処遇改善等加算の加算率の認定において、「職員1人当たりの平均経験年数」が10年未満となり、1歳児配置改善加算の要件を満たさないことが判明した場合は、7月頃の加算率の精算と併せて、1歳児配置改善加算の精算を行うこととします。

(5) **休日保育加算について**

休日保育加算については、毎年度認定申請が必要となるものですが、本市が認定を行うまで（7月末を予定）の間、該当園は、前年度に認定された区分に応じて請求を行うことができるものとします。

(6) **夜間保育加算について**

夜間保育加算については、該当園であれば、特段の手続きを経ずに請求を行うことができるものとします。

(7) **減価償却費加算について**

減価償却費加算については、既に認定済の園を除いて、認定申請が必要となるものですが、本市が認定を行うまで（6月末を予定）の間は、該当園の申出により請求を行うことができるものとします。

(8) **賃借料加算について**

賃借料加算については、新設園（認可化園を含む）の場合及び既存園のうち定員や賃借料に変更があった場合には、認定申請が必要となります。既存園について、本市が認定をするまで（6月末を予定）の間は、前年度までの認定内容に基づき請求を行うことができるものとし、また定員を変更した既存園については、定員変更後の区分で請求を行うことができるものとします。

なお、新設園（認可化園を含む）も、公定価格上の賃借料加算の請求については、暫定的に行うことができるものとします。

(9) チーム保育推進加算について

チーム保育推進加算については、毎年度認定申請が必要となるものですが、処遇改善等加算の認定による平均経験年数の確定を7月末に予定していることから、認定予定の11月末までの間は請求できないものとし、認定後、遡及して請求できるものとします。

(10) 副食費徴収免除加算について

副食費徴収免除加算については、該当児童の在籍をもって請求を行うことができるものとします。

(11) 分園減算について

分園減算については、該当園（分園）であれば、特段の手続きを経ずに減算を行うものとします。

(12) 施設長未配置減算について

施設長未配置減算については、施設の運営管理の業務に専従する施設長を配置していない場合等に適用し、減算を行うものとします。施設長未配置減算が年度内において初めて適用される月の請求までに認定申請が必要となります。

(13) 土曜日閉所減算について

土曜日閉所減算については、土曜日に施設を閉所する場合にその日数分に応じて減算を行うものとします。請求にあたっては、令和2年10月27日付け2川こ保1第682号「公道価格における土曜日閉所減算の取扱いについて」を御参照ください。土曜日閉所減算が年度内において初めて適用される月の翌月までに認定申請が必要となります。

(14) 安全計画未策定等減算【新設】

安全計画未策定等減算は各種法令で義務付けられている安全計画の策定及びその実施を行っていない施設・事業所に対して適用し、減算を行うものです。

減算は令和8年7月から適用されることとなっておりますが、当該減算の精算等においては本市のシステム改修を要するため、申請や認定の時期等については追ってお知らせいたします。

(15) 経営情報等未報告減算【新設】

経営情報等未報告減算は法令で義務化された経営情報等の報告を行っていない施設・事業所に対して適用し、基本分単価の減算を行うものです。

減算は令和8年7月から適用されることとなっておりますが、当該減算の精算等においては本市のシステム改修を要するため、申請や認定の時期等については追ってお知らせいたします。

なお、ここ de サーチにおける「職員給与に関する事項」の様式が4月から令和7年度様式に改修される予定であるため、令和6年度事業の報告は令和7年度末までに実施する必要があります。

(16) 定員恒常的超過減算について

定員恒常的超過減算とは、連続する一定期間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上である場合に調整率等を用いて減算を行うもの

とします。請求にあたっては、定員恒常的超過減算が年度内において初めて適用される月の請求までに認定申請が必要となります。

(17) **主任保育士専任加算について**

主任保育士専任加算については、毎年度認定申請が必要となるものですが、加算認定に影響する障害児保育費を本市が認定するまでの間は、障害児受入を除く延長保育事業・一時保育事業・病児保育事業・乳児3人以上受入、災害時における地域支援の取組（前年度認定された場合のみ）のうち複数事業を実施している園のみ請求を行うことができるものとします。なお、障害児受入を含む複数事業の実施に基づく認定は、要件が確定次第、遡及して加算を行うものとします。また、令和8年度は新たな要件として、乳児等通園支援事業が追加される予定です。

(18) **療育支援加算について【変更あり】**

療育支援加算については、毎年度認定申請が必要となるものであり、障害児保育費を本市が認定するまでの間は請求できないものとし、認定後、遡及して請求できるものとします。

なお、令和8年度から区分や加算要件が変更する予定ですが、当該加算の支給等においては本市のシステム改修を伴うため、申請や認定の時期等を含めた詳細については追ってお知らせいたします。

(19) **事務職員雇上費加算について**

事務職員雇上費加算については、毎年度認定申請が必要となるものですが、本市が認定を行うまで（11月末を予定）の間、前年度に認定を受けていた場合のみ加算有りとして請求できるものとします。

なお、令和8年度は新たな要件として、乳児等通園支援事業が追加される予定です。

(20) **冷暖房費加算について**

冷暖房費加算については、全園加算有りとして請求できるものとします。

(21) **3月加算について**

3月に加算される高齢者等活躍促進加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、第三者評価受審加算の4項目については、毎年度認定申請が必要となるものであり、本市では、小学校接続加算を含めて12月末までの申請とし、認定を2月末までに順次行っていく予定として、認定後3月に請求できるものとします。

なお、高齢者等活躍推進加算については、令和8年度は新たな要件として、乳児等通園支援事業が追加される予定です。

また、施設機能強化推進費加算は令和8年度から加算の要件が緩和される予定です。

(22) **栄養管理加算について**

栄養管理加算については、年度内において初めて適用される月の請求までに申請書の提出が必要となるものですが、本市が認定を行うまでの間（6月末を予定）は、職員の配置状況に応じて請求を行うことができるものとします。請求にあたっては、予算事務説明会資料を御参照ください。

なお、利用定員が21人以上40人以下の施設の場合、新たに非常勤の配置が求められることにより、栄養管理加算の配置等の形態の区分が変更になる場合がありますのでご注意ください。

(23) 旧市加算（給食費、行事用給食費、冷暖房費、特別扶助費、一般生活費、児童災害共済掛金、市主任保育士専任加算、障害児保育費）について

旧市加算中、市主任保育士専任加算及び障害児保育費を除く加算については、全園加算有りとして請求できるものとします。

ただし、特別扶助費については、6月と12月のみ請求できるものとし、児童災害共済掛金については、通年で児童1人につき原則1回のみ請求できる（転園等により掛金不要の場合は不可とし、他の保険に加入するため、保険料がかかる場合は複数回請求可）ものとします。

市主任保育士専任加算については、毎年度、公定価格上の主任保育士専任加算と併せて認定申請が必要となるものですが、加算認定に影響する障害児保育費を本市が認定するまでの間は、障害児受入による公定価格上の主任保育士専任加算の認定がないものとして、加算要件に合致する園のみ請求を行うことができるものとします。

障害児保育費については、毎年度認定協議が必要となるものであり、本市が認定を行うまでの間は請求できないものとしておりましたが、令和8年度から、前年度に「その1」認定を受けた子どもに限り、本市が認定をするまで（夏頃を予定）の間は、仮認定の扱いとして請求を行うことができるものとします。（事前に保育第1課に連絡し、対象の子どもの確認を受ける必要があります。）

なお、前年度に障害児保育費の「その2」認定を受けた子どもについては、認定前に請求を行うことができません。

(24) 補足給付費について

補足給付費については、別途認定の必要がないため、生活保護世帯の子どもがおり、実費徴収額の減免を行っている場合には全園請求を行うことができるものとします。給付完了後、所定の実績報告様式により保護者の確認をいただきますので、正確な金額での請求をお願いします。

なお、補足給付の詳細な取扱いについては、平成28年6月6日付け28川こ保第278号「川崎市の民間保育所における実費徴収に係る補足給付事業の取扱いについて（通知）」及び「川崎市保育所補足給付事業Q&A集」を御参照ください。

(25) 衛生管理加算について

衛生管理加算については、当該加算の要件に適合する場合には、4月から請求できるものとします。衛生管理加算の取扱いについては、令和5年2月7日付け4川こ保1第1355号「市独自加算における衛生管理加算の新設について（通知）」及び「衛生管理加算に関するFAQ」を御参照ください。

(26) 延長保育費について

延長保育費の基本分・加算分については、毎月、各園の所定の延長保育時間の範囲内で、その月の最長の実延長保育時間と土曜延長の実施の有無により、各月の利用登録児数に応じて当初請求できるものとします。その上で、実際の利用実績に基づいて追加請求又は未払分への内払処理を行うものとします。

また、保育短時間認定児延長保育加算分についても、毎月、各園とも保育短時間認定児が11時間の開所時間の範囲内で、コアタイムを超えて利用する予定の最長のコマ数を当初請求できるものとし、実際の利用実績に応じて追加請求等ができるものとします。

保育料免除加算分については、利用実績取込後の追加請求から行えるものとします。障害児加算分については、障害児保育費の認定がされるまでの間は請求できないものとし、認定後遡及して加算するものとします。

配置改善加算分については、毎年度認定申請が必要となるものであり、2月末までに加算の認定を行い、認定後3月に請求できるものとします。

(27) **市職員雇用費等（休憩休息保育士、年休代替保育士、看護師、調理員、事務職員、週40時間勤務保障保育士、産休明け保育対応保育士、産休等代替臨時職員の雇用費及び雇用補助費並びに指導用給食費）について**

市職員雇用費中、産休等代替臨時職員雇用費を除く加算については、休憩休息保育士、年休代替保育士、看護師、事務職員の雇用費及び雇用補助費、指導用給食費は、全園、算定対象職員数の範囲内で、配置のある人数分（事務職員、指導用給食費については算定対象職員数分）の請求を行うことができるものとし、調理員及び週40時間勤務保障保育士並びに産休明け保育対応保育士の雇用費は、該当する定員区分の園又は産休明け（生後5か月未満）の児童を受入れている園のみ、算定対象職員数の範囲内で、配置のある人数分（週40時間勤務保障保育士については算定対象職員数分）の請求を行うことができるものとします。

なお、休憩休息保育士、年休代替保育士、看護師、調理員の雇用費及び雇用補助費の賞与分の支給にあつては、平成28年5月30日付け28川こ保第255号「平成28年度民間保育所子どものための教育・保育給付費等の賞与月（6月及び12月）の取扱い等について」の1を参照の上、請求をお願いいたします。

また、産休等代替臨時職員雇用費については、有給による産休・病休制度を有する園で代替臨時職員の雇用があった場合には、その都度、別に定めるところにより認定申請が必要となります。

(28) **嘱託医手当、入園前健康診断手当、歯科検診事業費について**

嘱託医手当、入園前健康診断手当、歯科検診事業費については、分園を除く全園が加算有りとして請求を行うことができるものとします。ただし、入園前健康診断手当については、2月のみ請求できるものとし、歯科検診事業費については、実施月に請求できるものとします。

(29) **市第三者評価受審加算**

市第三者評価受審加算については、毎年度認定申請が必要となるものであり、市第三者評価受審加算は公定価格上の第三者評価受審加算と併せて12月末までに認定申請を行うこととなっており、認定は2月末までに順次行っていく予定であることから、市第三者評価受審加算については、認定後の3月に請求できるものとします。

(30) **地域活動事業費について**

地域活動事業費については、事業の実施に要する費用（実績金額）が確定次第、請求できるものとします。複数回に分けての請求も可能ですが、重複申請しないよう、原則1回で請求してください。

(31) **市休日保育加算（障害児受入分）について**

市休日保育加算（障害児受入分）については、毎年度認定協議が必要となるものであり、随時認定を行っていく予定であることから、それまでの間は請求できないものとし、認定後、遡及して加算を行うものとします。

(32) **市賃借料加算について**

市賃借料加算については、新設園（認可化園を含む）は、本市が認定を行うまで（6月末を予定）の間は請求できません。

また、既存園であっても定員や賃借料に変更があった場合には、公定価格上の賃借料加算と併せて認定申請が必要となるものですが、本市が認定を行うまで（6月末を予定）の間は、暫定的に従前の認定内容に基づく請求を行うこととします。

(33) 物価高騰対応加算（給食費）について

物価高騰対応加算（給食費）については、全園加算有りとして請求できるものとします。

なお、令和8年度の単価改定は他の市加算と併せて実施いたしますので、4月当初請求では暫定的に令和7年度単価をお支払いいたします。

2 令和8年度の追加請求について

令和8年度の追加請求については、令和8年度の処遇改善等加算率等を本市が認定する予定の7月から請求を行えるものとします。

3 令和8年度の給付費等の請求方法について

令和8年度の給付費等の請求についても、請求ソフトを用い、電子申請システム（e-KAWASAKI）を通じて請求を行うことを基本とします。

その際、お送りいただくファイルとしては、①請求データのZIPファイル、②在籍児童名簿のCSVファイル、③職員名簿（雇用状況報告書）のExcelファイルの3つ（いずれも請求ソフトから出力）となります。

市の審査が完了し、審査結果のお知らせを電子申請システム（e-KAWASAKI）で給付確定額等を確認でき次第、速やかに「子どものための教育・保育給付費等請求書」を記載し、代表者印を押印の上、御郵送いただきますようお願いいたします。なお、給付費は、請求書に基づき支払いを行っておりますので、事務の遅延がないようお願いいたします。

また、請求ソフトに関連して、以前御案内をしていた請求ソフトのデータベース管理システム等のバージョンアップについて、引き続き改修準備を行っております。インストール方法等の詳細は、令和8年6月以降にお知らせする予定です。

4 令和8年度の給付費等の請求・支払スケジュールについて

令和8年度の給付費等の請求・支払スケジュールの詳細は、別紙Excel表を御参照の上、提出期限を厳守していただきますようお願いいたします。

5 令和8年4月請求からの請求ソフトの入力方法について

令和8年4月からの給付費等の請求に向け、令和8年3月15日に請求ソフトの自動アップデートが行われる予定です。当該対応に伴い、修正等が必要な場合は、「令和8年度に向けた請求ソフトの各種情報の更新等について」（予算事務説明会で資料を掲載予定）を御活用ください。

6 令和8年度以降の制度変更について

令和8年度について、国が公定価格の見直しを行っており、加算等の新設や制度変更が行われる見込みとなっております。本市においても国の取り扱いを確認後、考え方を整理し、令和8年度以降に要綱などについて、見直しを行う予定です。

さらに、市処遇改善等加算Ⅱ～Ⅲについても、名称や内容の変更等を検討しておりますが、制度の検討及びシステム改修等を考慮すると、請求までに一定の期間を要するものと見込まれます。

これらの詳細について、国の動向を受けて検討・整理が進み次第速やかにお知らせいたします。なお、変更内容によっては令和8年4月に遡及して適用されるものや、要綱

改正後に人員配置等の整備を進めていただく可能性があるものがございますので、予め御承知おきください。

※公定価格の見直しに伴い、要綱だけでなく条例改正や新たに通知を発出することも考えられます。

※「3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の終期設定」については、国が示した令和9年度末までとする予定です。配置基準を改善していない施設におかれましては、令和10年度以降に向けた御準備をお願いいたします。

要綱	種類	既存の変更を検討している箇所
川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱	公定価格	<ul style="list-style-type: none"> ・定員21～40人までの施設の調理員の人数 ※定員21～40人までの施設については、直ちに追加の配置を求めないものの、調理員の人数の変更により、栄養管理加算の区分（配置→兼務等）に影響が出る可能性があります。 ・専門職（理学療法士等）の保育士みなし特例
川崎市保育所子どものための教育・保育給付費等支給要綱	市加算	<ul style="list-style-type: none"> ・別表 市処遇改善等加算Ⅱ～Ⅲ

（保育第1課 担当）

電話 044-200-2662